

# 第2章

## 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況 (平成29年度)

I	施策評価について	42
II	重点目標別施策の実施状況	
1	あらゆる分野における女性の活躍推進	44
2	男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	51
3	安全・安心な暮らしの実現	56
4	推進体制の充実・連携強化	64

# I 施策評価について

## 1 位置づけ

熊本県男女共同参画推進条例第24条の規定に基づき、「第4次熊本県男女共同参画計画」（計画期間：平成28年度～32年度）の体系（P4参照）に沿って評価を行った。

## 2 評価の対象





評価の対象は、第4次熊本県男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、重点目標毎に設定した「成果目標」の32項目36指標とし、その進捗状況を取りまとめ、評価を行った。また、「参考指標」25指標については、男女共同参画社会づくりを推進するにあたって、その推移をフォローアップするデータとして並べて掲載した。

### <成果目標及び参考指標の内訳>

重点目標	指標数		
	成果目標 (評価の対象)	参考指標 (評価せず)	合計
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	19	10	29
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	9	7	16
3 安全・安心な暮らしの実現	6	8	14
4 推進体制の充実・連携強化	2	0	2
合計	36	25	61





## 3 評価の基準

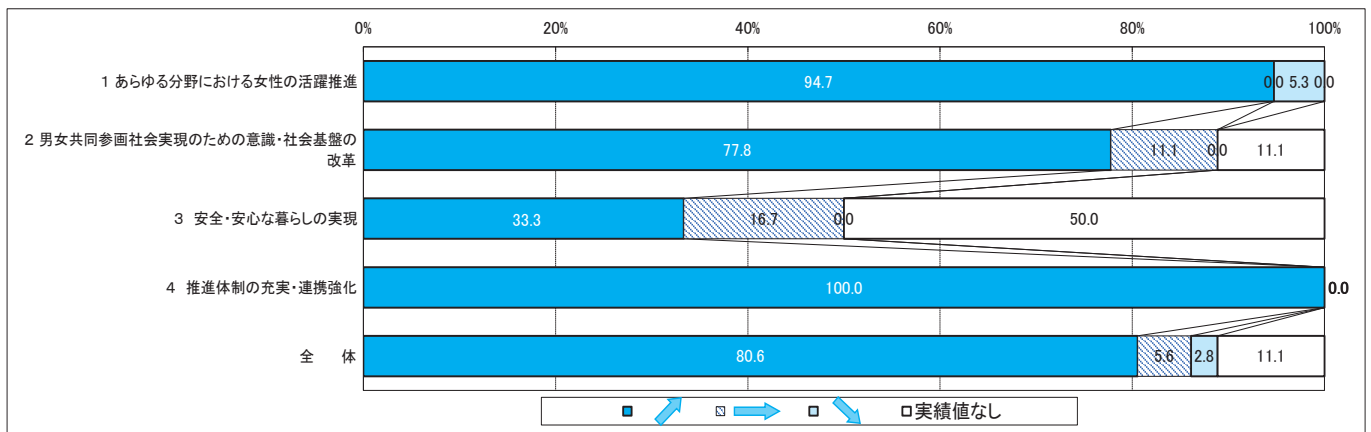
評価は、計画策定時の値と比べて、平成29年度の実績値が目標値に近づいているか否かを「指標の動向」欄に矢印で表し、評価した。

【 評価の基準 】	【 指標の動向の表示 】
平成29年度の実績値が	
■ 計画策定時の値に比べて目標値に近づいているもの又は目標値に達しているもの	
■ 計画策定時の値と同じであるもの	
■ 計画策定時の値に比べて目標値から遠のいているもの	
■ 平成29年度は実績値の測定が行われなかったもの（実績値なし）	

## 4 評価結果の概要

平成29年度の成果目標の評価について、とりまとめた結果は次のとおりである。

重点目標	評価				合計
	 目標値に近づいている又は達成している	 計画策定時と同じ	 目標値から遠のいている	 実績値なし	
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	18	0	1	0	19
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	7	1	0	1	9
3 安全・安心な暮らしの実現	2	1	0	3	6
4 推進体制の充実・連携強化	2	0	0	0	2
合計	29 (80.6%)	2 (5.6%)	1 (2.8%)	4 (11.1%)	36



## II 重点目標別施策の実施状況

### 1 あらゆる分野における女性の活躍推進

#### 総括

男女共同参画社会を実現するためには、これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場に女性の参画が進むことが重要である。

県の審議会等の委員の女性登用率については、平成 29 年度は 38.6%と計画策定時から 1.4%と徐々に伸びてきているものの、引き続き審議会等の委員への女性登用に積極的に取り組む必要がある。一方、市町村では、平成 29 年度は 21.3%と減少傾向にあるため、更なる推進を図る必要がある。

県内事業所における管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合は、25.5%と増加しているものの低い状況にあるため、雇用等の場における性別にとられない人材の育成・登用の推進や、仕事と家庭の両立支援など、男女共同参画推進の重要性について理解を図っていく必要がある。

地域における女性の参画状況をみると、自治会長、PTA会長に占める女性の割合はそれぞれ、2.8%、8.5%と女性の参画は進んでおらず、政策・方針決定過程への女性の参画を更に促進していく必要がある。

#### 平成 29 年度取組成果、課題・今後の取組

#### ○あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大

具体的な取組	平成 29 年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
● 政治分野への女性議員の増加の必要性和意義の理解の促進	県と男女共同参画活動交流協議会との共催により「男女共同参画フォーラム」を開催し、男女共同参画についての啓発を行った。	引き続き連携を図りながら男女共同参画に関する普及啓発を行う。 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が平成 30 年 5 月に公布・施行されたこともあり今後の取組を検討していく必要がある。	男女参画・協働推進課
● 各種審議会等への女性委員の登用促進	① 県庁各課への働きかけにより、女性の登用率が 0.3%上昇した。 平成 28 年度末:38.3% ⇒平成 29 年度末:38.6%	登用率が 0.3%上昇したものの、平成 32 年度末 40%という目標達成に向けて、更なる働きかけを行う。	男女参画・協働推進課
	② 様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、県庁各課や市町村等へ情報提供を行い女性の登用支援を行った。	新たな人材へ登録を働きかけ、人材バンク登録者数の増加を図る。	男女参画・協働推進課  ※平成 30 年度から指定管理者へ業務委託
● 女性行政職員の育成と登用	① 県職員採用ホームページ及び採用案内パンフレットに女性職員の働く様子や子育ての体験談及び女性管理職職員からのメッセージを掲載するほか、県職員採用ガイダンス（女性管理職ブースを設置）や就職説明会等において、子育て支援制度や働きやすい職場環境の紹介を行った。	子育て支援制度や働きやすい職場環境を紹介するとともに、県庁の仕事のやりがいや魅力を発信する取組を継続して行う。	人事課、人事委員会

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
● 女性行政職員の育成と登用	②女性役付職員等の割合増加(平成30年4月1日現在：知事部局) 管理職 8.0% (平成29年度：6.6%) 役付職員 20.7% (平成29年度：20.3%) 国、市町村、大学院等への積極的な派遣 国2人、他県1人、市町村11人、他2人	引き続き女性職員の適材適所の配置により、更なる登用や職域の拡大を図る。	人事課
● 女性教職員の育成等による管理職登用	校長会等を通して、女性管理職の積極的な人材育成をお願いしており、特に教務主任や研究主任、生徒指導主事などの職位を経験させ、校務運営を組織的にとらえる視点を育てたことにより、女性管理職の登用率が上昇した。 小学校 16.5% 中学校 5.8% 高校等 15.6%	女性管理職の登用率が全国平均を下回っていることを受け、女性教諭については、学校における主任・主事や教育委員会事務局等の指導主事登用などを通して、管理職への意識付けを図るよう努めるとともに、女性教員の中堅教員研修会への参加を呼びかけ、管理職としての意識高揚を図る。併せて、女性教諭が管理職をめざすよう研修会を通して更なる意識高揚を図るとともに、校務の見直しなどにより管理職の多忙感の解消などの環境を整備しながら、女性管理職の積極的な登用を図っていく。	学校人事課
● ダイバーシティ経営への理解促進	県内の経営者及び人事・労務担当者等を対象に、ダイバーシティ経営の先進企業の経営者を講師に自社内取組についての講演会を開催した。	身近な地域の企業等の具体的な取組、成果の共有や、個々の企業等の状況の把握及びそれぞれの課題に応じた助言、提案等を行う事業を実施する。	男女参画・協働推進課
● 女性の社会参画加速化会議や経済団体と連携した女性の登用	企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的な目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに53の企業・団体が宣言を行った。 宣言企業・団体数 (H30.3.31現在)：111	女性の活躍推進についての事業者の理解と取組を推進するため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。	男女参画・協働推進課
● 女性経営参画塾等を通じた女性人材の育成	将来的な役員候補である女性管理職を対象に、経営参画に必要な知識や心構えなどの習得を図る女性経営参画塾を実施した。	役員など経営層への女性の経営参画は未だ少ない現状にあるため、女性経営参画塾を継続する。	男女参画・協働推進課

## ○就業や雇用分野における男女共同参画の推進

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
● キャリア教育を通じた女性の多様な分野への進出	高等学校等進路指導主事連絡協議会において、各県立高等学校の進路指導担当者に、就職に関して男女平等な選考ルールについて説明を行った。	「女子高校生のための仕事・進路選びガイド」を紹介し、就職に関して男女平等な選考ルールについて説明するとともに、一人ひとりの生徒の能力の伸長、適性の把握、興味・関心の喚起、進路希望の実現に向けた進路指導に取り組む。	高校教育課
● 採用や公平なチャレンジ機会の付与の促進	①県内の経営者及び人事・労務担当者等を対象に、ダイバーシティ経営の先進企業の経営者を講師に自社内取組についての講演会を開催した。 ②各種会議、研修、講演会等の機会を捉えて、熊本県女性の社会参画加速化宣言の説明や募集を行い、新たに53の企業・団体が宣言を実施した。 男女共同参画推進事業者表彰(9事業所)を行い、ホームページ等へ表彰内容を掲載し、男女共同参画の啓発を行った。	身近な地域の企業等の具体的な取組、成果の共有や、個々の企業等の状況の把握及びそれぞれの課題に応じた助言、提案等を行う事業を実施する。 女性の活躍推進についての事業者の理解と取組を推進するため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。引き続き、男女共同参画推進事業者表彰を行うことで、男女共同参画の啓発を行う。	男女参画・協働推進課

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性の能力開発の支援	女性の能力活用に取り組む企業等を支援するため、女性従業員のキャリアアップ等を目的としたセミナーを実施する企業へアドバイザーを派遣し、8企業・団体が利用した。 また、女性社員がキャリアを意識し、一貫して挑戦意欲を高めるために、初任～中堅、管理職候補向けのセミナーを実施した。	女性のキャリアアップや管理職育成等、目的に特化した研修会等へ専門的なアドバイザーを派遣することで、さらに女性の活躍を推進する。また、女性社員がキャリアを意識し、一貫して挑戦意欲を高めるために、初任～中堅、管理職候補向けのセミナーを実施する。	男女参画・協働推進課  ※平成30年度からアドバイザー派遣事業に関しては指定管理者へ業務委託
●働く女性のネットワークづくりの支援	女性経営参画塾修了生（105人）によるネットワーク構築を図った。	修了生自らが運営主体となるよう、より研修に参加できるように、修了生輩出企業に対して研修参加依頼をするなどの支援を行う。	男女参画・協働推進課

## ○農林水産業における男女共同参画の推進

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●農林水産業における女性の意思決定への参画	①改正農業委員会法に女性の積極的な登用を図ることが明記されたため、各種会議や研修会を通じて農業委員会に周知したほか、各農業委員会においても、改選に際し、女性の積極的な応募や関係団体から推薦を行うよう働きかけを行った。	女性農業委員の積極的な登用が図られるよう、引き続き今後改選時期を迎える農業委員会に対し、法改正の趣旨等を説明していく。	農地・担い手支援課
	②全ての農協、漁協、森林組合に対してヒアリングや巡回指導の機会を利用して、女性参画の必要性について啓発を図った。特に平成30年度に理事の改選がある農協、漁協、森林組合には、理事への選任等を働きかけるよう促した。	農協等における女性役員の登用については、選任や選挙等制度上の要件もあることから一気に目標達成することは難しい。特に森林組合においては、森林所有者が組合員となるため、女性組合員の割合が低いことから、女性役員の登用は低い状況にある。このため、役員研修等を通じて意識啓発及び組合員以外からの理事登用の推進に取り組む。	団体支援課
●経営への女性の主体的な参画	①農業女性アドバイザー等を対象に経営参画や認定農業者を推進するための研修会等を開催した。	女性の経営参画等を図るためには、女性認定農業者の確保・育成は重要な手段であり、引き続き推進する。	農地・担い手支援課
	②年間を通して、女性参画の啓発を図ったことで、夫婦連名委嘱戸数 <sup>※</sup> が7戸増加した（132戸→139戸）。 ※夫婦連名での普及指導協力員数	普及指導協力委員の認知度向上を、引き続き図る。 女性普及指導協力委員の研修会等へ出席者の増加を引き続き図る。	農業技術課
	③経営改善相談等への夫婦での参加について事前周知を行い、7件中7件が夫婦同席であり、経営改善相談への夫婦同席が図られてきている。	今後も継続して周知を行い、経営改善相談等に夫婦同席で参加することにより、夫婦による健全な漁家経営が可能となるよう継続して指導を行う。	水産振興課
	④女性林業担い手研修会の実施（出席者21人）。 女性林業担い手技能向上等研修会の実施（1地区11人）。 女性林業担い手広報誌「WOMEN FORESTERS vol. 24」の発行（400部）。	今後も、地域のリーダーとなるような人材の育成、グループ活動等を通じた経済的自立支援等につながるよう、質の高い研修を継続していく。 併せて、取組についての情報発信を積極的に行っていく。	林業振興課



具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性の参画による多様な6次産業の展開や起業支援	①女性・高齢者グループ等に対し、農産加工品の開発支援等を行い、起業化の高度化支援を行った。	女性による起業活動を促進するため、農産加工技術やマーケティング支援など経営内容の高度化等を図り、農山漁村の活性化を推進する。	農地・担い手支援課
	②漁協女性部が行う6次産業化への取組支援・指導を行った。対象となる8団体のうち、2団体の加工品製造等に対する取組の支援を行い、女性部活動を推進した。	安定した漁家経営や漁村地域の活性化に向けた取組を推進するため、意欲的に取り組める環境を整えていく。	水産振興課
	③「くまもとふるさと食の名人」のロゴマークについて7区分の商標登録を完了し、食の名人のブランド化に向けて、ロゴマークの活用推進を図った。	食の名人の活動や商品にロゴマークを活用することにより、食の名人の認知度向上と起業活動の促進を図る。	むらづくり課

### ○地域社会における男女共同参画の推進

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●地域の女性リーダーの活躍	①様々な分野で活動されている女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、市町村へ情報提供を行い女性の登用支援を行った。	新たな人材へ登録を働きかけ、人材バンクの登録者数の増加を図る。	男女参画・協働推進課 ※平成30年度から指定管理者へ業務委託
	②PTAリーダー研修において、PTA活動における男女共同参画の必要性について啓発を行った。	今後もPTAが参加する研修会等で、男女共同参画の必要性については、啓発を継続していく。	社会教育課
●男女共同参画や地域づくりのリーダー育成	①各地域ブロックの自主的な取組強化や自立した運営のため、女性を含む各地域のリーダー等で構成される検討会議を年に6回開催した。	民間主導による活発な地域づくり活動の実現や後継者育成のため、前年度に引き続き、女性の政策・決定過程への参画拡大や若手の人材育成を図っていく。	地域振興課
	②平成29年度男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業修了生27人(うち一般研修生15人、市町村職員研修生12人)であった。	現役で働いている若年世代の参加が少ないため、これら世代の参加促進に向けた取組が必要である。	男女参画・協働推進課

### ○柔軟で多様な働き方の支援

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性の起業の促進	将来像が描けず不安を感じている女性を対象に、マネジメントスキルや先駆者の経験等を学ぶことで女性の更なるチャレンジを応援する「女性のチャレンジ応援講座(全3回)」を実施した(受講生:1回目30人、2回目32人、3回目25人)。	昨年度実施の取組の成果を踏まえ、女性の起業の促進に向けた新たな取組について検討していく必要がある。	男女参画・協働推進課

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●多様な働き方の支援	①長時間労働の是正など働き方改革に関心はあるが、何から取り組むべきか見いだせていない企業経営者等を対象に、「働き方改革セミナー」及び「社会保険労務士等による個別相談会」を開催し、企業の自主的な取組のための契機とした（参加者：110人）。	今年度は、企業経営者や人事・労務担当者等を対象とした業種別・地域別セミナーを開催する。また、働き方改革に積極的な企業へのアドバイザー派遣を実施し、他企業のモデルとなる事例を創出する。	労働雇用創生課
	②誰もが働きやすい職場環境づくりのために雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業等に対してアドバイザーを派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理面も含めた専門的な支援を行った（3社（6回）が利用）。	引き続き、「働きやすい職場づくりアドバイザー派遣事業」の中で、企業等へアドバイザーを派遣し、働き方の見直し等を支援する。また、アドバイザー派遣事業の利用が少ないという課題があり、更なる周知を図る必要がある。	労働雇用創生課
	③ワーク・ライフ・バランス（WLB）の普及・啓発のために、九州・山口各県及び経済界と協力し、「ワーク・ライフ・バランス BOOK」を作成した。	WLBの更なる推進を図るため、今年度は、「WLBという言葉は知っているものの、詳しく知らない。推進のための行動の仕方が分からない。」といった企業経営者等をメインターゲットにし、九州・山口各県及び経済界と協力して、リーフレットを作成し、WLBの普及・啓発を図る。	労働雇用創生課



## 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H32年度目標	H29実績	指標の動向	所管課	
県の審議会等における女性委員の登用率	37.2%	40%	38.6%	↑	男女参画・協働推進課	
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	21.8%	30%	21.3%	↓	男女参画・協働推進課	
県知事部局における役付職員(係長級以上)全体に占める女性役付職員の割合	18.9%	24.6%	20.7%	↑	人事課	
市町村における女性役付職員(係長級以上)の割合	24.8%	30%	25.8%	↑	男女参画・協働推進課	
教職員における管理職(校長、副校長及び教頭)に占める女性の割合	小学校	13.9%	全国平均をめざす ※(参考)H29平均 22.0%	16.5%(※1)	↑	学校人事課
	中学校	5.0%		5.8%(※1)		
	高校等	12.6%		15%		
県内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合	22.1%	30%	25.5%	↑	労働雇用創生課	
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む県内事業所の割合	36.3%	45%	38.2%	↑	労働雇用創生課	
女性の社会参画加速化自主宣言または女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を行った事業所・団体等の数	24事業所・団体等	300事業所・団体等	289事業所・団体等	↑	男女参画・協働推進課	
女性経営参画塾修了生による女性ネットワークへの参加者数	55人	100人	105人	↑	男女参画・協働推進課	
農業協同組合理事に占める女性の割合	8.0%	15%	8.6%	↑	団体支援課	
女性委員が登用されていない農業委員会数	11組織	0	5組織	↑	農地・担い手支援課	
家族経営協定締結農家数	3,570戸	4,300戸	3,749戸(速報値)	↑	農地・担い手支援課	
認定農業者のうち女性の認定農業者がいる割合	11.6%	15%	12.5%(速報値)	↑	農地・担い手支援課	
1人当たり販売金額100万円以上の女性起業(加工、直売)数の割合	43%	46%	49.3%	↑	農地・担い手支援課	
自治会長に占める女性の割合	2.6%	5%	2.8%	↑	男女参画・協働推進課	
公立小・中・高等学校PTA会長に占める女性の割合	7.5%	15%	8.5%	↑	社会教育課	
男女共同参画社会づくり地域リーダー研修修了生のうち地域で活動している人の割合 ※研修後5年以内の人を対象とする	69%	85%	73%	↑	男女共同参画センター	

(※1) 小学校に義務教育学校の前期課程、中学校に義務教育学校の後期課程を含む。

《参考指標》

指標	計画策定時の値	H29実績	所管課
地方議会における女性議員の割合  H27.5現在	県議会議員 6.3% 市議会議員 8.5% 町村議会議員 6.1%	県議会議員 6.5% 市議会議員 8.4% 町村議会議員 7.3%	男女参画・協働推進課
県の新規採用職員に占める女性の割合(知事部局)	42.3%	38.0%	人事課
県内事業所の正社員における所定内賃金の男女格差指数	75.9%	77.9%	労働雇用創生課
男女別平均勤続年数の男女差	男性 12.4年 女性 9.2年 (男女差3.2年)	男性 12.5年 女性 9.9年 (男女差2.6年)	労働雇用創生課
熊本県における女性の労働力率	(H22:15位) 50.5%	(H27)50.8%	労働雇用創生課
農業委員に占める女性委員の割合	8.1%	12.9%	農地・担い手支援課
森林組合理事に占める女性の割合	1.1%	1.1%	団体支援課

## 2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

### 総括

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要である。

県が実施した県民アンケートでは、「『男は仕事、女は家庭』など性別によって役割を決める考え方」に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と回答した県民の役割は74.3%となり、計画策定時より2.1ポイント増加し、過去最高となった。

男女共同参画を校内研修のテーマに採用した公立小・中学校の割合は97.8%（熊本市を除く）、公立高等学校の割合は98.4%となり、教育現場において男女共同参画の推進が図られている。

一方で県内事業所における男性の育児休業取得率は3.1%と依然として低い状況にあるため、普及・啓発を更に図る必要がある。

### 平成29年度取組成果、課題・今後の取組

#### ○意識改革に向けた広報・啓発の推進

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●男女共同参画の実現のための意識啓発	①男女共同参画ガイドブックやその他関係機関が作成した、普及啓発資料を各種会議、研修、講演会等の機会を捉えて、配布し、男女共同参画の啓発を行った。	平成29年度と同様に実施する。	男女参画・協働推進課
	②男女共同参画通信「ならんで」9,000部×年2回発行した。 男女共同参画 in パレア講演会及びワークショップを開催した（延べ729人参加）。 情報ライブラリー年間貸出冊数3,108冊。	平成29年度と同様に実施する。	男女参画・協働推進課  ※平成30年度から指定管理者へ業務委託
	③人権フェスティバルを開催したところ、約500人の参加があり、アンケート回答者の9割強が「満足」と回答し、8割超が「人権に関する心が深まった」と回答した。	若年層を中心に、人権問題に関心を持ってもらうため、映像や音声メディアを活用した啓発や熊本ヴォルターズとの連携を一層強化する。	人権同和政策課
●男女共同参画教育の充実	①県内各地で「親の学び」講座（講座数2,197講座、参加者78,489人）を実施し、家族全員で家庭教育及び子育てへの参画について啓発を行った。	くまもと家庭教育支援条例の認知率が、25.5%（平成29年度）と前年度より僅かに上昇しているが、依然低い状況にある。保護者や地域だけでなく、事業所等にも広く周知し、仕事と子育ての両立が図れるように協力を促す。	社会教育課
	②校内研修において、男女共同参画をテーマにした研修をした割合は97.8%（熊本市を除く）であった。	研修を実施していない学校が2.2%あるため、児童生徒が、人権の尊重や男女の相互理解・協力など、人としての在り方を身に付けることができるよう、継続して研修の推進を図る。	義務教育課
	③中学生、高校生向けの学習資料及び教師用手引きを作成し、県内全ての中学1年生、高校1年生に配布するとともに、教育事務所長会議等の場で活用の依頼を行った。 授業実施率…中学校：84.8%、高校：75.0%	引き続き学習資料等を作成し、会議の場や市町村等を通じて更なる活用を依頼する。	男女参画・協働推進課
●メディアにおける男女共同参画の推進	「わかりやすい広報の視点」を県ホームページに掲載することで、各課等で実施する広報の際に参照してもらえるようにした。共用キャビネット掲載とともに各課等へ通知を行った（当課からの原稿作成依頼時）。	更なる周知・徹底を行う。	広報グループ

## ○男性の働き方改革

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ワーク・ライフ・バランスと長時間労働の見直し	①男女共同参画推進事業者表彰（9事業所）を行った。	引き続き男女共同参画推進事業者表彰を行う。	男女参画・協働推進課
	②誰もが働きやすい職場環境づくりのために雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業等に対してアドバイザーを派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理面も含めた専門的な支援を行った（3社（6回）が利用）。	引き続き、「働きやすい職場づくりアドバイザー派遣事業」の中で、企業等へアドバイザーを派遣し、働き方の見直し等を支援する。また、アドバイザー派遣事業の利用が少ないという課題があり、更なる周知を図る必要がある。	労働雇用創生課
●家庭、地域への積極的参画の推進	①子育てトークを大津町、熊本市で開催し、育児の悩みを語り合い、情報交換する場を提供した（参加者数550人）。 パパ手帳を各市町村へ12,000部配布し、社会全体で子育てを支えていく意識の啓発を図った。 くまもと子育て応援の店の募集、登録の推進を図った（累計登録数3,153店）。	子育てを応援するイベント（仮称：くまもと子育て応援プロジェクト）を1～2市町村にて開催する。 パパ手帳の増刷、配布を行う。 くまもと子育て応援の店の周知、募集、ホームページの充実を図る。	子ども未来課
	②ワーク・ライフ・バランス（WLB）の普及・啓発のために、九州・山口各県及び経済界と協力し、「ワーク・ライフ・バランスBOOK」を作成した。	WLBの更なる推進を図るため、今年度は、「WLBという言葉は知っているものの、詳しく知らない。推進のための行動の仕方が分からない。」といった企業経営者等をメインターゲットにし、九州・山口各県及び経済界と協力して、リーフレットを作成し、WLBの普及・啓発を図る。	労働雇用創生課
●男性の多様な働き方の支援	①長時間労働の是正など働き方改革に関心はあるが、何から取り組むべきか見いだせていない企業経営者等を対象に、「働き方改革セミナー」及び「社会保険労務士等による個別相談会」を開催し、企業の自主的な取組のための契機とした（参加者：110人）。	今年度は、企業経営者や人事・労務担当者等を対象とした業種別・地域別セミナーを開催する。また、働き方改革に積極的な企業へのアドバイザー派遣を実施し、他企業のモデルとなる事例を創出する。	労働雇用創生課
	②誰もが働きやすい職場環境づくりのために雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業等に対してアドバイザーを派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理面も含めた専門的な支援を行った（3社（6回）が利用）。	引き続き、「働きやすい職場づくりアドバイザー派遣事業」の中で、企業等へアドバイザーを派遣し、働き方の見直し等を支援する。また、アドバイザー派遣事業の利用が少ないという課題があり、更なる周知を図る必要がある。	労働雇用創生課
	③ワーク・ライフ・バランス（WLB）の普及・啓発のために、九州・山口各県及び経済界と協力し、「ワーク・ライフ・バランスBOOK」を作成した。	WLBの更なる推進を図るため、今年度は、「WLBという言葉は知っているものの、詳しく知らない。推進のための行動の仕方が分からない。」といった企業経営者等をメインターゲットにし、九州・山口各県及び経済界と協力して、リーフレットを作成し、WLBの普及・啓発を図る。	労働雇用創生課

## ○女性の継続就労への支援

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性の就労継続への環境整備	①誰もが働きやすい職場環境づくりのために雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業等に対してアドバイザーを派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理面も含めた専門的な支援を行った（3社（6回）が利用）。	引き続き、「働きやすい職場づくりアドバイザー派遣事業」の中で、企業等へアドバイザーを派遣し、働き方の見直し等を支援する。また、アドバイザー派遣事業の利用が少ないという課題があり、更なる周知を図る必要がある。	労働雇用創生課
	②女性医師の復職等に関する相談（延べ93件）に対応するとともに、講演会等参加時の無料一時保育を行い、延べ108人の医師が利用した。これらに加え、女性医師メンター制度の創設、勤務環境に関する調査、男女共同参画女性医師支援セミナー等を実施した。	女性医師の就業継続及び復職を支援するため、メンター制度などの相談体制の強化をはじめ、柔軟な勤務体制の普及、研修会の開催、無料一時保育の提供等を実施する。	医療政策課
●女性の職場復帰のための支援	しごと相談支援センター及びジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ランチにおいて就職相談、情報提供を実施した。	平成30年度も、しごと相談支援センター及びジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ランチにおいて女性の職場復帰のため、就職相談、情報提供を実施する。	労働雇用創生課
●ライフステージに応じた再就職や復職支援	子育て等を理由に離職し、再就職を希望する女性を対象に、キャリアコンサルティングに基づく再就職プランの作成、職業能力開発のためのパソコン講習会や再就職準備セミナー等を実施した。早期就職希望者12人のうち11人の就職が決定した。 仕事と子育て両立応援セミナーを開催し、再就職事例発表や両立支援制度等の情報提供を行った（参加者15人）。	受講者からは高い評価を受けているが、募集定員に満たない場合もあり、周知について更なる工夫が必要である。再就職実践コースではパソコン講習等を中心に実施しているが、ニーズを把握しながら内容の充実を図っていく。	労働雇用創生課

## ○子育て支援体制等の充実

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●待機児童の解消	保育所等の新設、既存施設の利用定員増等により、平成30年4月1日時点の待機児童数は前年同期の275人から182人に減少した。	市町村計画に基づき、保育所等の施設整備、既存施設の利用定員増等により、受け皿の拡大を支援していく。	子ども未来課
●多様な子育て支援の充実	①29市町村でファミリー・サポート・センター事業を実施した。	平成32年度目標の31市町村での実施に向けて、未実施市町村に事業開始の働きかけや情報提供等を行う。	子ども未来課
	②地域の保護者に対する教育相談・情報提供、地域の子ども達に幼稚園を開放するなど、地域の幼児教育センター的役割を果たす私立幼稚園に対し、補助金の交付を行った（9園：1,152千円）。	私立幼稚園43園のうち、私立幼稚園子育て支援事業の未実施が34園となっているため、今後、未実施園の子育て支援の現状把握を進めるとともに、補助制度の周知を図っていく。	私学振興課 ※平成30年度から子ども未来課へ業務移管
	③39市町村で地域子育て支援拠点事業を実施した。	平成30年度においても同様の事業を引き続き実施するとともに、事業実施を希望する市町村の意向を踏まえて情報提供等を行っていく。	子ども未来課



具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
<p>●多様な子育て支援の充実</p>	<p>④医療機関に対し病院内保育所の運営を支援することにより、看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止を図り、再就業を促進した。 補助医療機関数：24 か所。</p>	<p>単独では病院内保育所を設置できない中小病院・クリニックの医療従事者の勤務環境改善を図るため、平成27年度より、「地域連携型加算」を新設し、地域の病院・診療所の職員の児童を、病院内保育所で受け入れた場合に、補助金を加算する仕組みを導入しているが、平成29年度は実績がなかったため、更なる周知により制度の活用を促進する。 病院内保育所の新設や拡充については、内閣府の「企業主導型保育事業に対する助成金」の活用が可能であるため、医療機関への制度の周知を行う。</p>	医療政策課
	<p>⑤42市町村で延長保育事業を実施し、34市町村で病児保育事業の実施があった。平成29年度から新たに天草市と山都町が病児保育事業を開始した。</p>	<p>平成30年度においても同様の事業を引き続き実施する。 病児保育事業補助金については、平成31年度までに42市町村で実施できるよう、市町村と連携し、計画的に事業を実施する。</p>	子ども未来課
	<p>⑥日中一時支援事業については、42市町村が行った。地域療育センター事業については身近な地域で適切な療育が受けられる体制の整備を目的として、地域療育センター事業を実施する市町村に補助金の交付を行った（障害保健福祉圏域に1か所）。療育相談員を10か所設置し、実績は以下のとおり。 在宅支援訪問療育等指導事業(2,009件) 在宅支援外来療育等指導事業(1,211件) 施設支援一般指導事業(1,693件)</p>	<p>日中一時支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。 地域療育センター事業については、児童発達支援センターを中核とする地域療育支援体制への移行を進め、役割分担を明確にすることで、療育体制の強化及び充実した支援の実施を図る。</p>	障がい者支援課
<p>●放課後児童クラブの拡充と多様化</p>	<p>41市町村で放課後児童健全育成事業を実施した。 6市町で12か所の施設整備を実施した。 県内4か所で認定資格研修を実施し、244人が修了した。 発達障がいのある子どもへの対応等のテーマで資質向上研修を実施し、266人が受講した。</p>	<p>平成30年度においても同様の事業を引き続き実施する。 放課後児童支援員認定資格研修については、平成31年度までに2,000人の従事者が受講できるよう、市町村と連携し、計画的に事業を実施する必要がある。</p>	子ども未来課



## 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H32年度目標	H29実績	指標の動向	所管課
固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合	72.2%	80%	74.3%	↑	男女参画・協働推進課
「男女共同参画社会」という用語の認知度	56.5%	100%	— (5年に1度の調査)	—	男女参画・協働推進課
男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校 (公立小・中・高校)の割合	小中学校 90.9% (熊本市含む 85.8%)	95%	小中学校 97.8% (熊本市含む 98.4%)	↑	男女参画・協働推進課 義務教育課
	高校 89.1%	100%	98.4%	↑	高校教育課
県内事業所における男性の育児休業取得率	2.0%	13%	3.1%	↑	労働雇用創生課
保育所等利用待機児童数	553人	0人	182人	↑	子ども未来課
病児・病後児保育事業実施市町村数	31市町村	42市町村(※1)	34市町村	↑	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	27市町村	31市町村	29市町村	↑	子ども未来課
放課後児童クラブ実施市町村数	41市町村	42市町村(※2)	41市町村	→	子ども未来課

(※1) H32年度目標に掲げていない3町村はニーズが少ないことから、今後必要に応じて検討をすすめる。

(※2) H32年度目標に掲げていない3町村は代替となる事業を実施予定。

### 《参考指標》

指標	計画策定時の値	H29実績	所管課
熊本県における男女の地位の平等感で「男性が優遇されている」と感じる人の割合	61.5%	— (5年に1度の調査)	男女参画・協働推進課
県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの認知度	48.5%	51.9%	労働雇用創生課
熊本県における大学等進学率	男性 41.6%	男性 43.5%	高校教育課
	女性 49.9%	女性 50.6%	
年間総実労働時間数(一般労働者)	1,860時間	1,837時間	労働雇用創生課
県内事業所における年次有給休暇取得率	41.3%	44.8%	労働雇用創生課
次世代認定マーク(くるみん)取得企業(団体)数	21企業(団体)	20企業(団体)	労働雇用創生課

### 3 安全・安心な暮らしの実現

#### 総括

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下：「DV」という。）、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する暴力や人権侵害の根絶に向け、県民に対する啓発を行うとともに、被害者からの相談対応、一時保護、自立支援等の充実に努めている。

県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,358件となり、昨年より265件減少した。

これからも、県内各地域における相談窓口の周知を徹底し、適切な対応ができるよう、関係機関の一層の連携強化が求められる。

地域においても、消防団員における女性の割合は、2.2%（速報値）と女性の参画は進んでいないため、女性の参画を更に促進していく必要がある。

#### 平成29年度取組成果、課題・今後の取組

##### ○女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性に対する暴力への対応	①被害者の保護対策を徹底するとともに、精神科医療と連携したストーカー加害者の治療及びカウンセリングにより、再発防止を図った。	精神科医療と連携した加害者の治療等を引き続き推進するとともに、迅速かつ積極的な事件化、警告等により、重大事件発生の防止を図る。	警察本部生活安全企画課
	②DV未然防止教育講演が県内高等学校等37校で実施され、8,464人の生徒が受講した。教職員に対するDV未然防止教育講演会を阿蘇養護教諭部会、山鹿中学校保健委員会、県庁で実施し、101人の教職員が受講した。	高等学校等におけるDV未然防止教育講演実施校の割合100%をめざし、未実施校へ実施の働きかけを行っていく。また、義務教育課程の学校においても実施の必要性や方法の検討を行う。	子ども家庭福祉課
●被害者への支援	①女性相談センター相談件数：2,380件。政府の緊急対策（いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題）を踏まえ、HPによる相談窓口の周知や啓発を実施した。	引き続き相談窓口の周知や研修の充実に図る。	子ども家庭福祉課
	②女性総合相談室におけるDVに関する相談件数：79件。	継続して相談事業を実施する。 ※平成30年度から名称を「男女共同参画相談室らいふ」に変更。	男女共同参画センター  ※平成30年度から相談窓口を男女参画・協働推進課に移設
	③性被害相談電話を県民へ周知するとともに、被害者のニーズに応じたきめ細やかな対応により、被害者等の精神的負担の軽減を図った。	パンフレットやホームページを活用した性被害相談電話の更なる周知促進を図ることで被害の潜在化を防止するとともに同制度の効果的な運用を通じて、性犯罪被害者等の精神的及び経済的負担軽減を図る。	警察本部捜査第一課
	④電話・メール相談への24時間対応、病院付き添い等の直接的支援活動、弁護士や臨床心理士と連携した専門相談など、性暴力被害者のニーズに応じた各種支援を実施した（相談件数：783件、直接的支援活動：100件、専門相談：32件）。	性暴力被害者の負担の軽減を図り、更なる支援の充実強化を推進するとともに、インターネット等の広報媒体、各種会合等を利用した効果的な広報活動により、性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」の周知促進を図る。	警察本部広報県民課

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●被害者への支援	⑤被害者に代替服を貸与することにより、被害者等の経済的負担の軽減を図った。	捜査過程における二次的被害防止のため、性犯罪捜査用ダミー人形や代替服の更なる整備、希望する性別の警察官による事情聴取を実施することで、性犯罪被害者等の精神的・経済的支援活動を推進する。	警察本部捜査第一課
	⑥女性一時保護所入所人数：47件。ステップハウス事業は、平成29年度から県職員住宅に加えて、教職員住宅についても借用可能となった。	引き続きDV被害者等への安心安全な生活環境の提供を図る。	子ども家庭福祉課
	⑦県営住宅入居者において平成29年度は3件の優先入居者があった。	引き続き事業を実施する。	住宅課
	⑧DV被害者グループミーティング参加：6件（実数2件） DV被害者カウンセリング来所相談：13件（実数13件） 電話相談：34件 DV加害者カウンセリング来所相談：2件（実数2件） 電話相談：5件	DV被害者グループミーティングは平成28年度後半より参加者が減少しているが、新たな参加者もあり、開催日時、場所はそのまま継続して開催するとともに、広報も継続して実施する。司法からの紹介による加害者相談も出てきており、加害者への相談対応の在り方を検討、試行していく。	子ども家庭福祉課
●支援体制の充実・強化	①DV対策関係機関会議を開催し、福祉・医療・警察・司法・教育機関等の関係者間で現状の共有や意見交換を行った（59人参加）。 各地域振興局でネットワーク会議を開催し、各地域におけるDVの現状や関係者の意見交換等を行った。	会議等を通じて引き続き関係者間で情報共有や意見交換を図る。	子ども家庭福祉課
	②新規性犯罪指定捜査員に対する性犯罪捜査要領等の教養により実務能力の向上を図った。	性犯罪被害者からの事情聴取に当たる捜査員の捜査能力向上・育成を図るため、新規性犯罪指定捜査員に対する「性犯罪捜査実戦塾」の開催や、ブロック教養を実施する等して、捜査体制を強化する。	警察本部捜査第一課
	③熊本県女性相談業務研修（初任者研修会・課題別研修会）を開催し、DVをはじめとした女性相談業務に携わる職員等のスキルアップを図った。合計119人が参加し、研修会後のアンケート結果では、知識の習得が図れた（7割以上）、業務の参考になった（7割以上）との回答が得られた。	増加し複雑化する女性相談に対応するため、継続して業務に携わる職員等のスキルアップを図る。	子ども家庭福祉課
	④DV防止講演会を開催した（100人参加）ほか、女性相談業務研修（子ども家庭福祉課主催）及び女性関連施設相談員研修（国立女性教育会館主催）に相談員を派遣し、スキルアップを図った。	引き続き各種関連研修に職員を派遣し、業務に携わる職員のスキルアップを図る。	男女共同参画センター  ※平成30年度から相談窓口を男女参画・協働推進課に移設
●ハラスメントを許さない社会づくり	男女共同参画ガイドブックを各種会議、研修、講演会等の機会を捉えて配布し、ハラスメントを許さない社会づくりをはじめ、男女共同参画の啓発を行った。	引き続き普及啓発を行う。	男女参画・協働推進課

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ハラスメントを許さない社会づくり【参考：県庁における取組】	①ハラスメント相談員（内部・外部）を設置し、ハラスメント研修会を実施した。	県庁におけるハラスメントの防止のため、職員に対するハラスメント研修の実施や相談体制を引き続き整備する。	人事課
	②特定社会保険労務士に委嘱し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント外部相談員を設置した。管理職を対象とした研修会等においてセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止について、演習を通じて理解を促す取組を実施した。また、市町村教育委員会とも連携を図り、校内ハラスメント相談員を対象とした研修を実施した。	外部相談員が設置されていることを広く周知し、積極的な活用を呼びかける必要がある。 スクールセクシュアル・ハラスメントの防止については、研修等を通して教職員一人ひとりが自らの言動について振り返るような意識づけを行うとともに、相談体制についても引き続き周知していく。	学校人事課
	③各所属において、ハラスメント防止に関する指導、教養を行い、職員の意識啓発を図るとともに、女性職員に対する定期面接を実施するなど、能動的な相談体制の構築を図った。	引き続き、職員の意識浸透を図るほか、ハラスメント相談員研修会等を通じて相談員のスキルアップを図りつつ、潜在化するハラスメント事案の早期把握に努め明るく働きやすい職場環境を確保する。	警察本部警務課

### ○生涯を通じた女性の健康支援

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ライフステージに応じた健康支援	①女性総合相談室における「こころとからだ」に関する相談件数：42件。	継続して相談事業を実施する。 ※平成30年度から名称を「男女共同参画相談室らいふ」に変更。	男女共同参画センター  ※平成30年度から相談窓口を男女参画・協働推進課に移設
	②大学生等の若い世代を対象としたがん予防講演会の開催、働く世代を対象としたがん予防対策連携企業への登録企業の増加、ホームページやラジオ等でのがん検診受診啓発、市町村のがん検診の分析・評価支援等により、効果的な施策へつなげ、受診率向上を図った。	受診率は向上してはいるものの、がんの早期発見のためには、今後も継続的に検診受診に関する普及啓発を行い、更なる受診率の向上に努める必要がある。	健康づくり推進課
	③高校等への出前講座や、H I V検査普及週間・世界エイズデーにあわせた各保健所での啓発活動（パンフレットの配布、高校生へのピアカウンセリングの実施等）により、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行った。	平成29年の梅毒の報告数は、80件と前年の約5倍に急増し、女性では20代が特に多い状況であり、感染予防や早期発見の重要性について更なる周知が必要である。 今後、エイズ・性感染症の検査・相談の周知やH I V検査普及週間・世界エイズデーにあわせた検査体制の拡充、保健所による出前講座の実施等の取組を行っていく。	健康危機管理課
	④県内19高等学校で思春期保健教育講演会を実施し、8,851人が参加した。	平成30年度においても、高校生を対象とした講演会を実施し、性と生に関する正しい知識の普及を行う。	子ども未来課



具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ライフステージに応じた健康支援	⑤各種研修会において、生徒自身が直面する性の諸問題に適切に判断・対処する能力や資質を育成できるよう各学校での性に関する指導を支援した。	性に関する指導の更なる充実のため、健康教育担当者研修会で性に関する指導についてシンポジウムを行う。また、各学校の性に関する指導について、好事例紹介を行い、具体的な実践を促す。	体育保健課
●妊娠・出産等に関する健康支援	特定不妊（体外受精、顕微授精）にかかる費用の一部を助成した（741件、うち男性不妊治療6件）。 不妊で悩む方への電話・来所相談、情報提供を行った（電話相談142件）。 子どもが欲しいと望む夫婦が適切な時期に適切な支援を受けることができるよう方策を検討する機会としてワーキングを開催し、パンフレットの修正と配布方法の検討を行った。また、行政・医療関係者を対象に研修会を開催し、一般不妊治療からのステップアップのタイミング、男性不妊等を含めた不妊に関する正しい知識について普及啓発を行った。	平成30年度においても、特定不妊治療費への助成や不妊で悩む方への電話・来所相談等を実施する。 男性不妊治療については、平成28年1月から上乘せ助成を開始したが、助成件数は数件と少ない状況であるため、男性不妊に関する知識の普及啓発が必要である。 また、関係者研修会を開催し、女性不妊のみならず、男性不妊を含めた医療現場の実態を知り、不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係者の資質向上を図り、不妊に関する相談体制の充実を図る。	子ども未来課

## ○安心して暮らせる環境整備

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭等相談事業における相談件数：4,732件（延べ）。 母子家庭等就業・自立支援センター事業における相談件数：2,303件（延べ）。 母子父子寡婦福祉資金貸付金における貸付実績：85,173千円。	熊本地震後にひとり親家庭の被災の程度や支援の必要性等を把握するために実施した調査結果等を踏まえ、県で実施している各種事業の周知強化や拡充等を図るなど、ひとり親家庭の安定した生活の実現に向け、更に取組を進める必要がある。	子ども家庭福祉課
	②ひとり親家庭等に係る医療費の助成件数：268,005件（延べ）。	制度の利用促進に向け、更なる周知・広報が必要である。	子ども家庭福祉課
	③2名が教育訓練給付金制度を利用して指定教育訓練講座を受講し、平成30年度に終了予定。	制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。	子ども家庭福祉課
	④ひとり親家庭等を対象にした「地域の学習教室」の開所数・利用した子どもの数：130教室・662人。	県と熊本県母子寡婦福祉連合会との緊密な連携により、目標の早期達成がみえてきたものの、依然として県内20市町村では教室未設置である。 本取組は、学習支援に加え、家庭の事情や悩み等を抱える子どもに居場所を提供する効果も有していることから、熊本地震による被害が甚大であった地域を含め、更に取組の拡大を図っていく必要がある。	子ども家庭福祉課
●経済的な理由による貧困家庭への支援	①県内全ての市町村に自立相談支援窓口が設置されており、2,501件の新規相談を受け、ニーズに応じ支援プランを策定のうえ、各事業による個別支援により自立を促進した。	制度の周知と関係機関（行政、社会福祉協議会、事業者等）の連携を深めて、相談件数の増加に取り組む。	社会福祉課
	②生活保護、生活困窮世帯の子どもの問題を早期に把握し、進学、保護者等への生活習慣、不登校等への支援を学習塾形式で行い、309人が利用した。	より多くの子どもたちが学習機会を得られるよう関係機関（福祉事務所、社会福祉協議会、事業者等）の連携を深めて取り組む。	社会福祉課

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
● 県民の人権意識の高揚	人権フェスティバルを開催したところ、約500人の参加があり、アンケート回答者の9割強が「満足」と回答し、8割超が「人権に関する心が深まった」と回答があった。	若年層を中心に、人権問題に関心を持ってもらうため、映像や音声メディアを活用した啓発や熊本ヴォルターズとの連携を一層強化する。	人権同和政策課
● 相談体制の充実	① 児童家庭支援センターにおける相談件数：448件。 こども110番における相談件数：166件。 子ども相談員事業の対応相談件数：3,120件。 子ども・若者総合相談センターにおける相談件数：1,792件。	引き続き関係機関と連携しながら、相談業務の充実を図っていく必要がある。	子ども家庭福祉課
	② 専門の国際相談員及び外国語が可能なスタッフが、在熊外国人や県民からの国際関係の各種相談に対応した（相談件数：141件）	相談件数が減少傾向にあるため、引き続き相談コーナーの周知を図る必要がある。	国際課
● みんなが安心して暮らせる環境整備	① 県内の児童が被害者となる児童ポルノ製造事件やインターネットを利用した児童ポルノ公然陳列事件を検挙するなど、被害児童の保護、被疑者の検挙に一定の成果を上げた。	サイバーパトロールをはじめとした多角的な警察活動により、インターネット利用による児童ポルノ公然陳列事件や低年齢児童を性的好奇心の対象とするグループ等による悪質な児童ポルノ製造、提供、所持事件の取締りを積極的に実施するとともに、検挙時のサイト管理者等に対する削除依頼等を徹底する。	警察本部少年課
	② 有害図書の指定：6冊。	継続して事業を実施する。	くらしの安全推進課
	③ 小児救命救急センター、小児救急医療拠点病院に運営費及び設備整備補助を実施した。小児救急電話相談事業（#8000）では、19,917件の相談に対応した。熊本地震による影響を軽減するため小児・救急医療に関する緊急広報対策を実施した。小児在宅医療の中核となる「小児在宅医療支援センター」を開設した熊本大学医学部附属病院に対し、その運営費補助を実施した。	小児医療体制検討会議において必要な対応を検討するとともに、引き続き小児救急医療に関する広報対策を実施する。また、小児在宅医療支援センター等と連携し、多職種での在宅医療の支援体制の整備を図る。	医療政策課
	④ レクリエーション活動の場の提供や機能訓練・社会適応訓練等を行う「地域活動支援センター機能強化事業」を全市町村で実施した。 差別等に関する相談や福祉サービスの利用援助等を行う「相談支援事業」を熊本市・阿蘇市・山鹿市の3市で実施した。 視覚障がい者生活訓練事業の実績は、視覚障がい者対象：開催回数18回・延べ受講者数173人・開催地8か所、中途失明者対象：開催回数44回・受講者数21人	地域活動支援センター機能強化事業、相談支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。 視覚障がい者生活訓練事業については、支援を必要とする障がい者に適切に訓練が提供できるよう事業の周知を徹底するとともに、県下各地域での訓練の実施を進める。	障がい者支援課
	⑤ 壮年期からの健康づくりと脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療により健康の保持を図るため、市町村が行う健康診査、健康教育、健康相談等の健康増進事業に対し一部補助することにより県民の健康増進を図った。	事業実施主体である市町村によって事業内容が異なり、健康診査のうち特に歯周病疾患検診を実施していない市町村住民にとって、受診可能な健康診査に差が生じる。そのため、実施していない市町村に対しては、ヒアリングを通して実態を把握するとともに、他市町村の取組状況を情報提供するなど、実施に向けた働きかけを行う。	健康づくり推進課



具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●みんなが安心して暮らせる環境整備	⑥高齢者・地域防犯ボランティア団体の研修会に講師派遣3回、参加者：105人。 地域安全マップ作製指導者研修実施：1回、参加者：約52人。	防犯意識や自主防犯活動の高まりにより、県内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、子ども等への声掛け事案などは横ばいである。また、高齢者を狙った詐欺も依然として多いため、各種広報啓発等により県民への意識啓発を継続していく。	くらしの安全推進課
	⑦安全・安心に関わる身近な地域の事件・事故について、その発生状況や特徴的な傾向等を積極的かつタイムリーに発信した。	安全・安心に関わる身近な地域の事件・事故について、その発生状況や特徴的な傾向等を積極的かつタイムリーに発信する。	警察本部生活安全企画課
●高齢者の自立及び介護等への支援	①在宅の要介護高齢者等の自立の維持や介護者の負担の軽減を図るために行う在宅改造に要する費用を助成する高齢者住宅改造助成事業を以下のとおり実施した。 住宅改造実施件数：54件	市町村や対象となる要介護高齢者だけでなく、様々な機会を捉えて家族や介護支援専門員等への制度の周知を引き続き行う。	認知症対策・地域ケア推進課
	②高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる明るい長寿社会の実現をめざして、(一財)熊本さわやか長寿財団が行う以下の事業に対する助成により、高齢者の社会活動を推進した。 さわやか大学の開校 (H29 実績：105人) シルバースポーツ大会 (H29 実績：16競技、1,705人) 囲碁将棋大会、作品展 (H29 実績：囲碁151人、作品展269人) 高齢者の介護予防やいきがいくりのため、県老人クラブ連合会が行う友愛訪問活動を進める人材(シルバーヘルパー)の育成や広報啓発活動等に対して助成した。 シルバーヘルパー養成 (H29 修了証交付者：1,053人)	高齢者の社会参加や文化・スポーツ活動への参加を推進するため、効果的な広報・PR活動が必要である。 さわやか大学受講者数は年々減少傾向にあるが、活動を進める人材を増やしていく必要がある、今後も引き続き人材の育成が必要である。	高齢者支援課
	③(一財)熊本さわやか長寿財団をはじめとする各地の相談所で、高齢者の就労支援を実施した(平成29年度就職者数：425人)。	求職と求人を適切に結びつけられるよう、相談員の資質向上を図るとともに、高齢者の多様な就業ニーズを把握し、きめ細やかな職業紹介を行うことが必要である。	高齢者支援課
	④各地の避難所での高齢者へのロコモ対策、医師会やリハビリテーション専門職等と連携し、復興リハビリテーションを立ち上げ、仮設住宅で生活不活発病やロコモ予防に取り組んだ。 各地に指定された地域リハビリテーション広域支援センターと協力し、住民主体で取り組む介護予防の場づくりについて市町村担当者とモデル事業を実施し、通いの場の立ち上げ支援を行った。	これまで4年間に14市町村が通いの場のモデル事業に取り組んだノウハウを県内各地に伝えたり、各地で行われている効果的な活動について、周知する。またそこでより効果的な通いの場の継続を行っていくためにリハビリテーション専門職の協力や活動を積極的に進めていく。 リハビリテーション専門職を対象に地域で活動できる指導者の養成を行う。 ロコモについて県民への啓発活動を行う。ロコモ予防に取り組む医療機関や施設を「熊本県ロコモ予防応援団」として登録し活動を支援していく。	認知症対策・地域ケア推進課

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●高齢者の自立及び介護等への支援	⑤地域密着型特別養護老人ホーム58床整備。 認知症高齢者グループホーム81床整備。 小規模多機能型居宅介護事業所130床整備 (看護分含む)。 広域型特別養護老人ホーム80床改築整備。	第7期熊本県介護保険事業支援計画(平成30年度～平成32年度)に基づく施設整備を着実に進めていく。 養護老人ホーム等の老朽改築工事により個室・ユニット化を図る。	高齢者支援課

### ○女性視点を反映した地域防災力の向上

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性の視点での防災の計画策定や対応の推進	①地域防災計画の見直しにあたり、男女双方の視点に立った対策や取組を盛り込んだ。 ・要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえた防災教育を実施 ・プライバシーの確保、男女共同参画など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアル等の作成・周知	引き続き各種防災対策に男女共同参画の趣旨を踏まえて見直しを行っていく。 ・避難所の運営における男女共同参画の推進(乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみ世帯用エリアの確保等に関する規定の追加)。	危機管理防災課
	②女性消防団員の資質向上及び加入促進を目的として、女性消防団活性化セミナー及び女性消防操法大会を実施した。県大会で優勝した人吉市女性消防隊は全国女性消防操法大会でも優勝した。	引き続き女性消防団活性化セミナーとともに、女性消防操法大会(隔年実施、次回は平成31年度)を実施し、女性消防団の加入促進及び資質向上を図る。	消防保安課

## 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H32年度目標	H29実績	指標の動向	所管課
DVの認知度(内容まで知っている人の割合)	67.1%	100%	— (5年に1度の調査)	—	子ども家庭福祉課
全高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDV未然防止教育事業実施校の割合	80.0% (84/105校)	100%	81.0 (85/105校)	↑	子ども家庭福祉課
乳がん・子宮頸がん検診受診率	(H25) 乳がん検診 49.2%	55%(※1)	(H25) 乳がん検診 49.2% (※2)	—	健康づくり推進課
	(H25) 子宮頸がん検診 46.0%		(H25) 子宮頸がん検診46.0% (※2)	—	
妊娠満11週以内の妊娠届出率	(H26) 92.0%	100%	(H28) 92.8%	↑	子ども未来課
消防団員における女性の割合	2.2%	5%	2.2%(速報値)	→	消防保安課

(※1) H35年度目標。

(※2) H28調査では、熊本地震により熊本県は調査対象外となったため、データなし。

### 《参考指標》

指標	計画策定時の値	H29実績	所管課
配偶者からDV被害を受けたことのある女性の割合	21.6%	— (5年に1度の調査)	子ども家庭福祉課
DV防止法に基づく一時保護件数	(H26) 64件	34件	子ども家庭福祉課
熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数	(H26) 4,591件	4,358件	男女共同参画センター 子ども家庭福祉課
国(熊本労働局)及び県の相談窓口におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数	(H26) 315件	(H27) 248件	労働雇用創生課
人工妊娠中絶実施率(15~49歳の女子人口千対)	(H26) 10.0%	(H28) 8.6%	子ども未来課
女性のケア事業における相談件数	(H26) 505件	216件	子ども未来課
母子家庭等就業・自立支援センターの支援による就業者数	19人	3人	子ども家庭福祉課
障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合	56.3%	58.9%	労働雇用創生課

## 4 推進体制の充実・連携強化

### 総括

男女共同参画社会づくりを進めるためには、県及び市町村の推進体制の整備と、関係機関等と連携した積極的な取組が必要であり、それぞれが男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画の視点を持って関連施策を進めていくことが重要である。

また、男女共同参画計画の取組については、住民に最も身近な市町村で計画的・総合的に取り組むことが重要で、これらの取組については、行政だけで進めるのではなく、企業、各種団体及び県民すべてが一体となって進めていく必要があり、各々が実践する事業をより効果的に推進していく必要がある。

### 平成29年度取組・成果、今後の課題・方向性

#### ○県・市町村の推進体制の強化、国との連携



具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●庁内会議の開催や年次報告書の作成	男女共同参画社会推進会議幹事会の開催（書面開催）により関係課の取組状況等を確認し、年次報告書を作成した。	引き続き幹事会の開催等により関係課との連携を図るとともに、年次報告書を作成する。	男女参画・協働推進課
●地域連絡会議の開催	県内全ての推進員、地域振興局職員、市町村職員を対象に、熊本県男女共同参画推進員研修会と併せて地域連絡会議を実施し、地域における男女共同参画のための講義と広域的な情報交換等を行った。また、上益城地域においては単独で男女共同参画連絡会議も実施した。	引き続き、男女共同参画関係者のつながりをコーディネートし、各地域での男女共同参画を推進する。	男女参画・協働推進課
●職員・教職員等の意識啓発	各学校における人権教育の充実・深化に資するため、推進体制の機能強化と研修の充実、指導方法等の工夫・改善についての研修等を実施した。その成果として、女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人ひとりの人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の推進に向けた校長及び人権教育主任の意識や実践的指導力を高めることができた。	女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人ひとりの人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の更なる推進に向けて、すべての教職員の意識や実践的指導力の向上が図られるよう、研修内容を工夫していく。	人権同和教育課

#### ○県民、各種団体等との連携

具体的な取組	平成29年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●熊本県女性の社会参画加速化会議の開催	産学官などの連携により本会議で策定した「女性の社会参画加速化戦略」に基づき実施している各種取組や事業の進捗管理及び意見交換を行った。また、ワーキング会議を3回開催し、今後、構成団体が連携して実施する事業の検討等を行い、平成30年度に実施する事業概要（案）をとりまとめた。	引き続き加速化会議及びワーキング会議を開催し、「戦略」の進捗管理を行うとともに、構成団体等と情報共有及び意見交換を行いながら、女性の活躍推進に向けた各種取組の検討、実施を推進する。	男女参画・協働推進課

## 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H32年度目標	H29実績	指標の動向	所管課
男女共同参画計画の進捗管理を行っている市町村の割合	47.7%	100%	57.1%		男女参画・協働推進課
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	—	市町村 70%	46.7%		男女参画・協働推進課